平成２６年（再イ）第１２号

神奈川県高座郡寒川町中瀬６番６―405号

再生債務者　中村由美子

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成26年５月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成26年６月３日

横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（再イ）第５４号

岐阜県本巣郡北方町高屋太子２丁目21番地の１　コテージ高屋Ａ

再生債務者　立川　満仁

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成26年５月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成26年６月２日　岐阜地方裁判所

平成２６年（再イ）第６号

岐阜県瑞穂市只越1208番地６

再生債務者　伊藤　翔（旧姓西田）

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成26年５月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成26年６月３日　岐阜地方裁判所

平成２５年（再イ）第４８６号

大阪市東淀川区下新庄３丁目10番13―1209号

再生債務者　緒方　茂治

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成26年５月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成26年６月２日

大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（再イ）第５号

兵庫県西宮市高須町１丁目１番８―817号

再生債務者　向井　博之

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成26年５月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成26年６月３日　神戸地方裁判所尼崎支部

平成２６年（再イ）第３号

北海道亀田郡七飯町大川４丁目１番１号　ローズヒルⅡ205

再生債務者　渡部　志土

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成26年６月２日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成26年６月３日　函館地方裁判所

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、推定年齢60～80歳の男性で身長は155㎝くらい

上記の者は、平成26年５月18日午後３時頃、和歌山県西牟婁郡すさみ町口和深385番地谷口渡船西方約500メートル沖合で発見されました。死亡の日時は平成26年３月頃で死因は溺死と推定。身元不明のため串本町火葬場にて火葬し、遺骨は日置川斎場内で保管しておりますので、心当たりの方は、すさみ町住民生活課まで申し出てください。

平成26年６月13日

和歌山県西牟婁郡

すさみ町長　岩田　勉

公示送達

富山高岡広域都市計画事業山室第２土地区画整理事業の仮換地の使用収益日の通知について

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第99条第２項の規定による当該事業の下記に記載されている者に対する仮換地の使用収益開始日の通知は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第133条第１項の規定により当該通知書の送付に代えてその内容を次のとおり公告します。また同内容を富山市秋吉118番地所在の掲示板に提示してある旨を公告します。

平成26年６月13日

富山高岡広域都市計画事業
山室第２土地区画整理事業
施行者　富山市
代表者　富山市長　森　雅志

記

1　通知内容

書類の送付をうけるべき者の氏名	住　所	使用または収益を開始することが出来る土地
矢合助市郎	不明	富山市秋吉字台口割298番１、298番５、富山市秋吉字大曲割253番１
喜多野庄兵衛	不明	富山市秋吉字台口割297番
矢合安兵衛	不明	
広瀬又四郎	不明	富山市秋吉字城野木割101番
寺田忠兵エ	不明	富山市天正寺字向川原田割650番１
中川儀兵エ	不明	
大田久兵エ	不明	
寺田権作	不明	
本多七之助	不明	
金部清藏	不明	
吉野六平	不明	
谷井権治	不明	
天野由太郎	不明	
吉田七兵エ	不明	
中川儀三郎	不明	
本多與七	不明	
高田吉兵衛	不明	
花田源兵エ	不明	
寺田忠兵衛	不明	
矢合長助	不明	富山市秋吉字城野木割79番、富山市秋吉字亀田割31番
矢合善九郎	不明	富山市秋吉字亀田割31番
谷尾四郎兵衛	不明	富山市秋吉字亀田割31番
坂井三平	不明	富山市秋吉字城野木割79番、富山市秋吉字亀田割31番
角池菊次郎	不明	富山市秋吉字亀田割31番
中川太七郎	不明	富山市秋吉字城野木割79番
金子政次郎	不明	富山市秋吉字城野木割150番１、150番２
成田平四郎	不明	
山本五平	不明	
金子佐五右エ門	不明	
小川伝右エ門	不明	
喜多野幸助	富山市秋吉79番地	富山市秋吉字台口割435番
勢濃修一	富山市山室265番地４	富山市秋吉字台口割292番１、292番８

仮換地の使用又は収益を開始することができる日　平成26年６月13日

教示

この処分に不服のある場合は、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に富山県知事に審査請求をすることができます。（審査請求書の記載事項は、行政不服審査法第15条に規定されています。）。また、この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して６月以内に、市を被告として提起することができます。ただし、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に富山県知事に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６月以内に提起しなければなりません。